

## **令和8年度 身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)受給者の募集について**

山口県では、身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的として、下記のとおり身体障害者補助犬の受給者を募集します。

### 記

**1 募集期間** 4月1日(水)～5月29日(金)

**2 募集人員** 2人

**3 応募資格** 次の全ての項目に該当する者

(1) 盲導犬、介助犬、聴導犬の種類ごとに、下記の要件を満たす身体障害者手帳の交付を受けている在宅<sup>※1</sup>の障害者

ア 盲導犬

視覚障害者で、その障害の程度が1級又はこれに準ずる者<sup>※2</sup>のうち、盲導犬が必要と認められる方

イ 介助犬

肢体不自由者で、その障害の程度が1級若しくは2級又はこれに準ずる者<sup>※2</sup>のうち、介助犬が必要と認められる方

ウ 聴導犬

聴覚障害者で、その障害の程度が2級又はこれに準ずる者<sup>※2</sup>のうち、聴導犬が必要と認められる方

※1 「在宅」…医療機関へ長期間入院し、又は社会福祉施設に入所していないこと

※2 「準ずる者」…進行性の病気等で将来的に上記の障害程度を満たすと認められる方等

(2) 山口県に1年以上居住し、令和8年4月1日現在で満18歳以上の者

(3) 住居内において補助犬とともに生活し、その飼育が可能な者

(4) 補助犬との共同訓練又は合同訓練が可能な者

(盲導犬：約1ヶ月間、介助犬：約40日間、聴導犬：約10日間)

**4 応募手続き**

(1) 申込先

市町の福祉担当窓口

(2) 提出書類(書類は市町にあります)

ア 補助犬給付申請書

イ 誓約書

ウ 借家等に居住する者は、家屋の所有者又は管理者の補助犬飼育同意書

エ 障害程度申告書 (上記「3 応募資格」の(1)のうち「準ずる者」に該当する方のみ添付すること)

## 5 給付候補者の選考

### (1) 第一次審査

6月上旬から書類審査及び訪問審査（盲導犬給付希望者については、白杖等を使用した単独歩行審査を含む）を行います。

なお、審査結果については、応募者全員に通知します。

### (2) 第二次審査

第一次審査の結果、適当と認められた者について、面接審査を行います。

なお、面接を受ける日時、場所等は、別途お知らせします。

おって、審査結果については、本人あて通知します。

## 6 給付候補者の決定

第二次審査の結果、適当と認められた者を補助犬給付候補者とします。

なお、決定時期は8月頃を予定していますが、本事業は国の補助金を活用しているため、国の内示時期によって決定の時期は変動する可能性があります。

## 7 共同訓練、合同訓練

給付候補者は、補助犬訓練所において共同訓練又は合同訓練（盲導犬は約1ヶ月間、介助犬は約40日間、聴導犬は約10日間）を受ける必要があります。

なお、当該訓練は補助犬訓練所に入所して行う宿泊訓練を伴います。

おって、当該訓練を行う補助犬訓練所については、別途お知らせします。

## 8 補助犬の引き渡し

共同訓練又は合同訓練終了後、補助犬との適合が認められた場合に引き渡されます。

## 9 自己負担となる経費

### (1) 第二次審査に係る経費

第二次審査については審査料、旅費などが生じる場合があります。

### (2) 共同訓練又は合同訓練に係る経費

ア 補助犬訓練所へ往復する旅費

イ 補助犬訓練所の入所等に係る経費（食費、宿泊費等含む）

### (3) 補助犬給付後の飼育等に係る経費

## 10 問合せ先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県健康福祉部障害者支援課社会参加推進班

電話：083-933-2765 FAX：083-933-2779

E-mail：a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

## 11 その他

(1) 給付候補者が募集人員に満たなかった場合には、募集締切後でも受け付けることができる場合がありますので、募集締切後であっても山口県障害者支援課に御相談ください。

(2) 募集人員を超える応募があった場合、募集人員の範囲内で優先度の高い方から給付しますので、応募者全員に補助犬を給付できない場合があります。